

5.感染症による出席停止について

下記の病気にかかった場合、学校保健安全法19条の規定により出席停止になりますので、登校できません。速やかに学校へお知らせください。欠席されても欠席日数には入りません。

病気が治り登校される時には、医師の「登校許可証明書」が必要です。「登校許可証明書」は学校からお渡ししますので、医療機関で証明してもらい担任までご提出ください。

☆出席停止となる病気☆

	病名	出席停止期間
第1種	法定感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌薬による治癒が終了するまで
	麻疹（ましん）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主を要症状が消えた後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	流行性角結膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	その他の感染症	

★次については、原則出席停止にはなりませんが、必ず受診し医師の指示に従い、受信結果を速やかに学校へ連絡してください。

溶連菌感染症	ウィルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑	ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎	流行性嘔吐下痢症	アタマジラミ	水いぼ	とびひ